

平成23年12月26日
資料提供
担当室 長寿社会課
高齢者生活支援室
担当者 中西・平井
電話(直通) 073-441-2522

平成22年度における 県内市町村の高齢者虐待への対応状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が平成18年4月1日から施行されています。

このたび、厚生労働省が高齢者虐待防止法第25条に基づく、平成22年度の対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、今回、同調査の県内全体の結果を取りまとめましたので公表します。

なお、概要は次のとおりです。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第25条に基づくもの）

○養介護施設の従事者等による高齢者虐待

市町村への相談・通報件数は6件、そのうち虐待の事実が確認された件数は0件でした。

2 養護者による高齢者虐待

○相談・通報件数

市町村への相談・通報件数は170件、そのうち虐待の事実が確認された件数は101件でした。

【虐待を受けた高齢者の状況】

- ・性別 女性が約8割
- ・年齢 75歳以上の方が約8割
- ・要介護 要介護認定を受けている方が約7割

【虐待の種別】

- ・身体的虐待が最も多い

【虐待を行った者の状況】

- ・息子が最も多く、次いで夫で全体の約6割

○虐待への対応

これらの虐待事案に対して、市町村では、高齢者を虐待者から分離して施設で保護したり、介護保険サービス等の利用などにより、高齢者及び養護者の支援を行いました。

3 県の取組み

- 高齢者虐待の防止に向けて、県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村職員や市町村の地域包括支援センターの職員を対象に高齢者虐待への対応に関する研修を実施しています。
- 養介護施設従事者等による虐待の防止に向けては、身体拘束の防止など介護の質の向上を図るため、介護職員や看護師等の施設従事者に対する研修や相談を実施しています。
- 介護保険法の観点から養介護施設の運営や体制等に問題があると認められる場合は、介護保険法に基づく指導・監査を行いました。